

2008年3月20日

滋賀県知事 嘉田由紀子 様

関西自然保護機構 会長 石井 実  
連絡先：大阪市東住吉区長居公園 1-23  
大阪自然史センター 気付  
TEL: 06-6697-6262

### 要 望 書

貴台におかれましては琵琶湖の自然環境と生物多様性の保全について、日頃から積極的  
に取り組んでおられることに敬意を表します。

関西自然保護機構は、研究者を中心とした自然保護と保全について考える学際的な団体  
として、1978年の設立以来、シンポジウム等の開催、会誌の発行、研究助成など関西地域  
を基盤に幅広い活動を行なっているところです。

琵琶湖では、これまでにコカナダモやオオクチバスをはじめとする侵略的外来種の増殖  
とその被害がすでに顕在化し、被害防止の取り組みが行われていますが、その後、新たに  
侵入したと思われる外来生物が現在も確認され続けています。新規に侵入した外来生物の  
中には、将来的に何らかの影響や被害の発生が懸念されるものが含まれています。特に最  
近確認されたナガエツルノゲイトウ、ミズヒマワリ、ボタンウキクサの3種の外来水生植  
物は、外来生物法によって「特定外来生物」に指定されており、琵琶湖の生物多様性とそ  
の生態系に重大な影響をもたらすことが予想されるものです（資料1, 2）。現在、3種と  
も琵琶湖では侵入の初期段階にあり、その分布域は限定されています（資料2, 3, 4）。  
このような外来生物の分布拡大防止と根絶には、侵入初期段階における早急な対策がもっ  
とも有効であることが研究者らから指摘されています。

つきましては、かけがえのない琵琶湖の自然環境とその恵みを将来に引き継ぐために、  
侵略的外来種による重篤な被害を予防する見地から以下のことを要望いたします。

### 要望内容

1. 特定外来生物として指定されている水生植物3種（ミズヒマワリ、ボタンウキクサ、  
ナガエツルノゲイトウ）について、緊急かつ積極的な除去・根絶事業を実施されること。
2. 研究者等へのヒアリングを行い、効果的な除去・根絶方法について関係諸機関と早急  
に検討・協議していただくこと。
3. 上記3種の特定外来生物に対して市民等が行う除去・根絶作業に積極的に協力してい  
ただくこと。
4. 市民ならびに行政内部において、侵略的外来生物の危険性について積極的に広報し、  
駆除・防除への協力を呼びかけること。特に、「予防原則」と迅速な対応の重要性（資料5）  
を周知していただくこと。

2008年3月20日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所 所長様

関西自然保護機構 会長 石井 実  
連絡先：大阪市東住吉区长居公園 1-23  
大阪自然史センター 気付  
TEL: 06-6697-6262

### 要 望 書

貴台におかれましては琵琶湖の自然環境と生物多様性の保全について、日頃から積極的  
に取り組んでおられることに敬意を表します。

関西自然保護機構は、研究者を中心とした自然保護と保全について考える学際的な団体  
として、1978年の設立以来、シンポジウム等の開催、会誌の発行、研究助成など関西地域  
を基盤に幅広い活動を行なっているところです。

琵琶湖では、これまでにコカナダモやオオクチバスをはじめとする侵略的外来種の増殖  
とその被害がすでに顕在化し、被害防止の取り組みが行われていますが、その後、新たに  
侵入したと思われる外来生物が現在も確認され続けています。新規に侵入した外来生物の  
中には、将来的に何らかの影響や被害の発生が懸念されるものが含まれています。特に最  
近確認されたナガエツルノゲイトウ、ミズヒマワリ、ボタンウキクサの3種の外来水生植  
物は、外来生物法によって「特定外来生物」に指定されており、琵琶湖の生物多様性とそ  
の生態系に重大な影響をもたらすことが予想されるものです（資料1, 2）。現在、3種と  
も琵琶湖では侵入の初期段階にあり、その分布域は限定されています（資料2, 3, 4）。  
このような外来生物の分布拡大防止と根絶には、侵入初期段階における早急な対策がもつ  
とも有効であることが研究者らから指摘されています。

つきましては、かけがえのない琵琶湖の自然環境とその恵みを将来に引き継ぐために、  
侵略的外来種による重篤な被害を予防する見地から以下のことを要望いたします。

### 要望内容

1. 特定外来生物として指定されている水生植物3種（ミズヒマワリ、ボタンウキクサ、  
ナガエツルノゲイトウ）について、緊急かつ積極的な除去・根絶事業を実施されること。
2. 研究者等へのヒアリングを行い、効果的な除去・根絶方法について関係諸機関と早急  
に検討・協議していただくこと。
3. 上記3種の特定外来生物に対して市民等が行う除去・根絶作業に積極的に協力してい  
ただくこと。
4. 市民ならびに行政内部において、侵略的外来生物の危険性について積極的に広報し、  
駆除・防除への協力を呼びかけること。特に、「予防原則」と迅速な対応の重要性（資料5）  
を周知していただくこと。

2008年3月20日

環境省 近畿地方環境事務所 所長様

関西自然保護機構 会長 石井 実  
連絡先：大阪市東住吉区長居公園 1-23  
大阪自然史センター 気付  
TEL: 06-6697-6262

### 要 望 書

貴台におかれましては琵琶湖の自然環境と生物多様性の保全について、日頃から積極的  
に取り組んでおられることに敬意を表します。

関西自然保護機構は、研究者を中心とした自然保護と保全について考える学際的な団体  
として、1978年の設立以来、シンポジウム等の開催、会誌の発行、研究助成など関西地域  
を基盤に幅広い活動を行なっているところです。

琵琶湖では、これまでにコカナダモやオオクチバスをはじめとする侵略的外来種の増殖  
とその被害がすでに顕在化し、被害防止の取り組みが行われていますが、その後、新たに  
侵入したと思われる外来生物が現在も確認され続けています。新規に侵入した外来生物の  
中には、将来的に何らかの影響や被害の発生が懸念されるものが含まれています。特に最  
近確認されたナガエツルノゲイトウ、ミズヒマワリ、ボタンウキクサの3種の外来水生植  
物は、外来生物法によって「特定外来生物」に指定されており、琵琶湖の生物多様性とそ  
の生態系に重大な影響をもたらすことが予想されるものです（資料1, 2）。現在、3種と  
も琵琶湖では侵入の初期段階にあり、その分布域は限定されています（資料2, 3, 4）。  
このような外来生物の分布拡大防止と根絶には、侵入初期段階における早急な対策がもつ  
とも有効であることが研究者らから指摘されています。

つきましては、かけがえのない琵琶湖の自然環境とその恵みを将来に引き継ぐために、  
侵略的外来種による重篤な被害を予防する見地から以下のことを要望いたします。

### 要望内容

1. 特定外来生物として指定されている水生植物3種（ミズヒマワリ、ボタンウキクサ、  
ナガエツルノゲイトウ）について、緊急かつ積極的な除去・根絶事業を実施されること。
2. 研究者等へのヒアリングを行い、効果的な除去・根絶方法について関係諸機関と早急  
に検討・協議していただくこと。
3. 上記3種の特定外来生物に対して市民等が行う除去・根絶作業に積極的に協力してい  
ただくこと。
4. 市民ならびに行政内部において、侵略的外来生物の危険性について積極的に広報し、  
駆除・防除への協力を呼びかけること。特に、「予防原則」と迅速な対応の重要性（資料5）  
を周知していただくこと。